

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(二) 令和三年六月二十二日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

付則中第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、付則第十六項の前の見出しを削り、同項第一号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」であるものに限る。以下同じ。」を削り、同項を付則第十七項とし、同項の前の見出しとして「(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)」を付する。

付則第十五項を第十六項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、付則第十項の前の見出しを削り、同項を付則第十一項とし、同項の前の見出しとして「(東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)」を付し、付則第九項の次に次の一項を加える。

(配偶者等が受ける新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に同行する場合の特例

休暇の特例

10 第七十五条第一項に定めるもののほか、令和四年三月三十一日までの間において、職員が配偶者、父母、配偶者の父母又は子（中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が受ける新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種に同行する場合は、条例第四十四条の人事委員会規則で定める場合とする。この場合における第七十五条第一項第二十三号の規定の適用については、同号中

「二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる児童福祉施設、教 育施設等が実施する行事であつて人事委員会が定めるものに出席する場合」
 には、

「二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる児童福祉施設、教 育施設等が実施する行事であつて人事委員会が定めるものに出席する場合」
 亦 職員が、配偶者、父母、配偶者の父母又は子（中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が受ける新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に同行する場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年六月二十二日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一 号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社